

## 【はじめに】

前回は、市の財政状態を示す「貸借対照表」及び運営状況を示す「行政コスト計算書」について説明しました。今回は1年間の現金の動きを表している「キャッシュ・フロー計算書」について説明します。

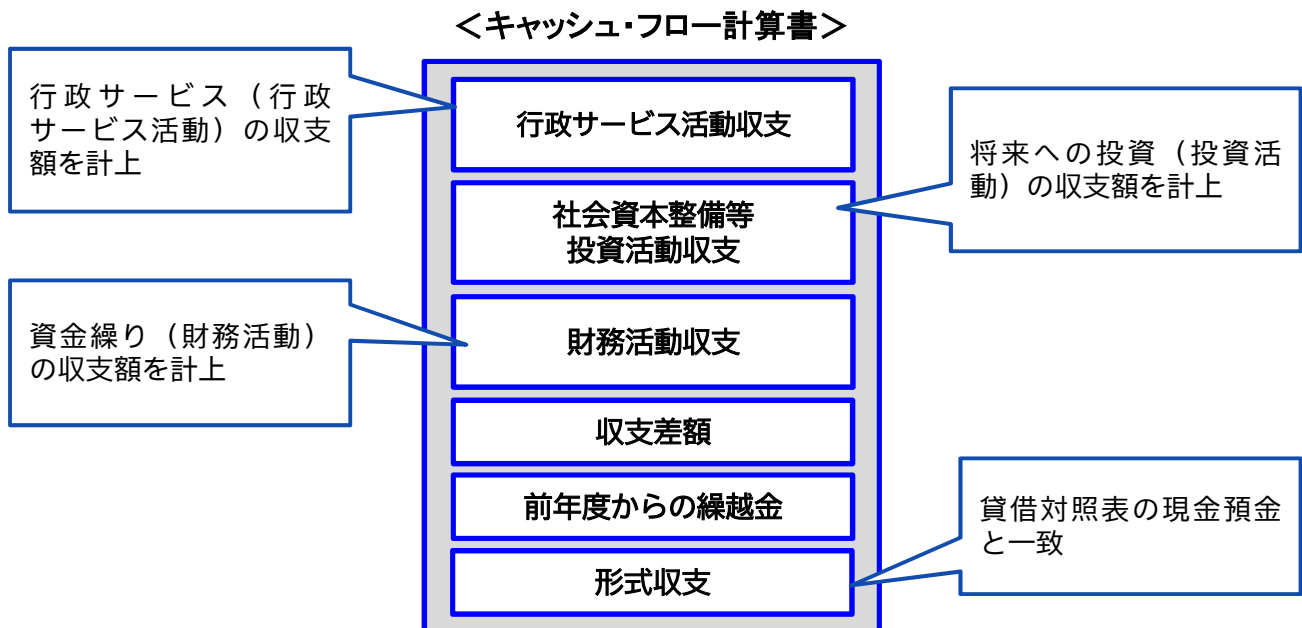
### 【Contents】

1. キャッシュ・フロー計算書とは
2. キャッシュ・フロー計算書の読み方
3. キャッシュ・フロー計算書の活用事例
4. その他

## 1. キャッシュ・フロー計算書とは

キャッシュ・フロー計算書は、事業を実施した年度における『資金繰り』を表しています。前回説明した「行政コスト計算書」では、発生主義会計に基づく費用及び収入を表しているのに対して、キャッシュ・フロー計算書では費用及び収入に係る実際の資金の動きに加え、投資や資金調達等に係る資金の動きも含めて記載することになります。固定資産の取得に要した資金（ex. 工事請負費）や地方債の発行で獲得した資金（ex. 市債）は、行政コスト計算書には記載されず、キャッシュ・フロー計算書に記載されます。

つまり、キャッシュ・フロー計算書は、事務事業を実施するのに要した資金収支だけでなく、資本的支出、資金調達等も含めた、市の1年間の資金（お金）の動きを読み取ることができます。



キャッシュ・フロー計算書は、「行政サービス活動収支」、「社会資本整備等投資活動収支」、「財務活動収支」の3つの収支に区分されます。

「行政サービス活動収支」の区分には、行政サービスの提供に関する資金の収支のほか、社会資本整備等投資活動及び財務活動に属さない取引による収支（ex. 地方税収入、人件費支出 等）を記載します。

「社会資本整備等投資活動収支」の区分には、固定資産取得のための財源である国・県支出金等の収入、貸付金に係る収支、基金への繰出及び繰入等にかかる収支（ex. 固定資産取得支出、基金積立金支出 等）を記載します。

「財務活動収支」の区分には、外部からの資金の調達及びその償還にかかる収支を記載します。

「行政サービス活動収支」、「社会資本整備等投資活動収支」、「財務活動収支」の3つの収支区分の収支差額の合計に前年度からの繰越金を加算したものが「形式収支」となり、貸借対照表の現金預金と一致します。

## 2. キャッシュ・フロー計算書の読み方

前頁では、キャッシュ・フローの3つの収支区分を説明しました。以下では、3つの収支区分の収支差額からどのような資金繰りの状況にあるか、ケース分けした上で説明します。

▶ 3つの収支区分の主なタイプ例（→:矢印の方向が資金の流れを表す。）

タイプ例	図解	汲み取るメッセージ
健全タイプ		<ul style="list-style-type: none"> <li>経常的に発生する行政サービスにより獲得した資金を将来のために投資</li> <li>それでもなお余るお金は借金の返済（地方債の償還）に充てる</li> <li>公共資産への投資と借入金の返済を経常的収支の範囲内により行っているため、健全といえる</li> </ul>
積極投資タイプ		<ul style="list-style-type: none"> <li>経常的に発生する行政サービスにより獲得した資金を将来のために投資</li> <li>かつ、借金（地方債の発行）をしてそのお金を投資に充てる</li> <li>経常的収支の範囲を超えて（将来負担のリスクをとって）積極的に公共投資を行っているといえる</li> </ul>
債務圧縮タイプ		<ul style="list-style-type: none"> <li>経常的に発生する行政サービスにより獲得した資金を借金の返済（地方債の償還）に充てる</li> <li>かつ、公共資産を売却するなどして得た資金を借金の返済（地方債の償還）に充てる</li> <li>債務が減少しているため、将来リスクは減少しているが、必要な投資を行う余裕が無い</li> </ul>

## 3. キャッシュ・フロー計算書の活用事例

キャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支と貸借対照表の債務残高から債務償還能力を把握することができます。

◆通常、地方債の償還財源には、行政サービス活動によって獲得した資金が充てられます。

キャッシュ・フロー計算書		貸借対照表	
行政サービス活動収支	社会資本整備等投資活動収支	現金預金	固定負債
収入 140,000	収支差額 Δ6,000	11,900	地方債 115,000
支出 105,000	財務活動収支	財政調整基金 10,600	流動負債
収支差額 35,000	収支差額 Δ26,000	減債基金 2,500	1年内地方債 13,000
	収支差額合計 (返済財源)		純資産 430,000
	3,000		

地方債の償還に充てられる

◆貸借対照表上の実質債務（地方債残高から充当可能基金を控除した実質的な債務）を行政サービス活動収支差額で割った値（債務償還可能年数）により、債務償還能力（財務の健全性）を把握することができます。

$$\begin{aligned}
 \text{債務償還可能年数} &= \frac{\text{実質債務 (地方債+1年内償還予定地方債-現金預金等)}}{\text{行政サービス活動収支差額}} \\
 &= \frac{115,000+13,000-25,000}{35,000} = 2.94\text{年}
 \end{aligned}$$

年数が短いほど債務償還能力が高く、年数が長いほど債務償還能力が低い

## 4. その他

### (1) リース資産に係る仕訳について

#### 仕訳のポイント

- ① 使用料及び賃借料で支出している物件全てがリース資産ではないことに注意してください。自所属におけるリース資産の有無を把握の上、賃借料の支出命令時には常に意識してください。
- ② リース資産の場合、リース料の元金部分を貸借対照表の資産（リース資産）と負債（リース債務）に計上し、リース資産については減価償却により減額、リース債務については、賃借料の支払いにより減額（「費用の発生」ではなく「負債の減」）します。
- ③ リース資産に係る賃借料の支出時は、元金部分と利息部分に分けて仕訳を登録します。  
リース料内訳計算書に基づき仕訳を登録してください。

財務会計システム	リース資産なのに「物件費（使用料及び賃借料）」の仕訳パターンを選択しているケースがあります。 <b>リース料の支払にあたっては、その物件がリース資産であるか否かを常に意識してください。</b>		
支出命令時に仕訳を登録	支払によりリース債務が減少		
《仕訳パターン》 BSリース債務返済			
	借方	貸方	キャッシュ・フロー
元金	BS固定負債／リース債務	BS流動資産／現金預金	CF財務支出／財務活動支出／リース債務返済
利息	行コス金融費用／借入金利子等	BS流動資産／現金預金	CF行サ支出／金融支出／借入金利子等
	元金と利息は通常毎月変わりますので、支払月の金額に間違いがないか、リース料内訳計算書で確認してください。		

④ 平成28年度に新規でリース資産を取得した場合や、平成27年度以前取得でリース資産・リース債務に計上していないものがある場合は、契約書、支払内訳書、リース料内訳計算書を公有資産マネジメント課へ提出してください。

#### ※リース資産計上の主な要件

- 予算科目が使用料及び賃借料で計上されていること。
- 賃借期間が1年以上を超え、リース期間中の解約が不可能であること。
- リース期間中のリース料総額が300万円を超えるものであること。
- 再リースでないこと。

### (2) 忘れやすい仕訳処理

#### ① 歳入充当先入力

歳入仕訳登録の際は、充当先を必ず入力してください。

これまで登録した仕訳を確認していただき、充当先未登録のものは財務会計システムの伝票検索か公会計システムの仕訳修正から修正してください。

#### ② 一括仕訳設定及び登録

財務会計システム上画面を介さずにバッチ処理で一括起票されるものは仕訳登録されません。

各所属において、仕訳登録されていない伝票を検索していただき、一括で登録してください。

#### 一括仕訳が必要な主な伝票

- 納税通知書など、システム以外で出力した納付書に対する収入伝票・・・（借）現金預金 / （貸）未収金
- 電気料、電話料、水道料などの公共料金に対する支出命令・・・（借）物件費 / （貸）現金預金
- 共通物品購入等に対する支出命令・・・（借）物件費 / （貸）現金預金

#### ③ 資産登録・資産異動時の仕訳（公会計システム（固定資産台帳等）簡易マニュアル参照）

有償取得の場合・・・支出命令時の仕訳とは別個に台帳登録時の仕訳が必要です。

無償取得の場合・・・台帳登録時の仕訳が必要です。

※仕訳登録の際に予算科目の入力を必ず行ってください。

(3) 間違いやすい仕訳パターン

歳入：仕訳パターンは、歳入の節・細節ごとに関連付けられています。

節・細節と仕訳の大半は1対1で対応しているので判断の必要はありませんが、国・県支出金などは複数の仕訳パターンが設定されているので注意が必要です。

歳出：仕訳パターンは、節・細節に関連付けられていますが、複数の仕訳パターンが関連付けられている節・細節については、注意が必要です。

特に、委託料や工事請負費などは、資産に計上するものなのか、費用に計上するものなのかを判断する必要があります。

資産：仕訳パターンは、異動事由に関連付けられています（備品台帳又は公有財産台帳掲載対象外のもの（インフラ資産やリース資産など）は公会計システムで直接仕訳登録が必要）が、資産内容により勘定科目が異なるため仕訳パターンの選択に注意が必要です（特に、事業用資産とインフラ資産の別、建物附属設備、150万円未満の市有地上の工作物など）。

複数の仕訳パターンがある主な節・細節（歳出）

節	細節	名称	内容	仕訳パターン名称
11	10	修繕料	施設等の修繕に係るもの	維持補修費
			設備等の改修で資産形成につながるもの	BS建設仮勘定
			固定資産台帳掲載のもので、上記に併せて解体するもの	BS固定資産除却・解体
13	委託料	土地・工事関連の委託料のうち資産計上に関する要領に基づき費用に計上するもの	物件費	
		生活保護法、児童福祉法などに基づいて支給する費用及び郡山市が単独で行う各種扶助のうち、委託料で支出しているもの	扶助費	
		施設などの効用を保全するための委託料	維持補修費	
		固定資産に係る委託料のうち、資産計上に関する要領に基づき資産に計上するもの	BS建設仮勘定	
		固定資産台帳に掲載する物品等を委託料で作成するもの	BS物品	
		他団体資産形成のための委託料	補助費等	
14	使用料及び賃借料	リース資産以外の使用料及び賃借料	物件費	
		リース資産計上物件の使用料及び賃借料	BSリース債務返済	
		リース資産計上物件の使用料及び賃借料に係る利息	リース債務利子	
15	工事請負費	固定資産に係る工事請負費のうち、資産計上に関する要領に基づき資産に計上するもの	BS建設仮勘定	
		固定資産に係る工事請負費のうち、資産計上に関する要領に基づき費用に計上するもの	維持補修費	
		建物や工作物等の解体に係るもの	BS固定資産除却・解体	
18	備品購入費	物品以外の備品購入（1個の取得価額が50万円〔美術品は300万円〕未満の備品）	物件費	
		物品の購入（1個の取得価額が50万円〔美術品は300万円〕以上の備品）	BS物品	
19	負担金補助及び交付金	下記を除く負担金補助及び交付金	補助費等	
		他団体資産形成のための負担金補助及び交付金	補助費等	
		生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づいて支給する費用及び郡山市が単独で行う各種扶助のうち、負担金及び補助金で支出しているもの	扶助費	
		固定資産の建設工事等に関する負担金のうち、資産計上に関する要領に基づき資産に計上するもの	BS建設仮勘定	
		ビッグアイ特別修繕積立負担金	維持補修費	
		企業会計への繰出金	繰出金	
22	補償補填及び賠償金	下記を除く補償、補填及び賠償金	補助費等	
		固定資産の買収に係る移転補償費等で、資産計上に関する要領に基づき資産に計上するもの	BS建設仮勘定	

※掲載されている仕訳パターンが全てではありません。

◎ご質問等がございましたら、財政課までお問合せください。

連絡先：財政課 TEL: 924-2908 FAX: 931-3245 E-mail: [zaisei@city.koriyama.fukushima.jp](mailto:zaisei@city.koriyama.fukushima.jp)